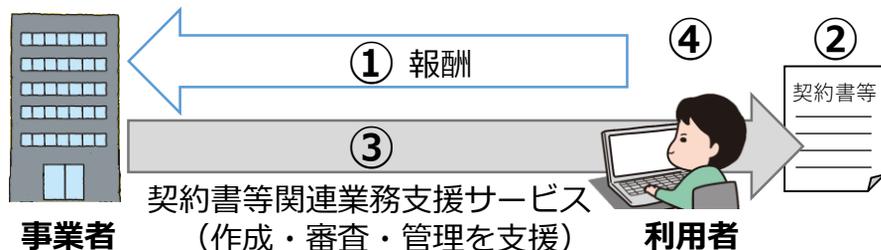


## サービスの概要等



## ○ 問題となり得る点

- ① 報酬を得る目的
- ② 対象とする案件
- ③ サービスの機能・表示
- ④ サービスの利用者

## 経緯、目的

- AI等を用いたリーガルテックは、サービスによっては「非弁活動」に当たることが問題となるが、[企業の法務機能向上を通じた国際競争力向上](#)や、契約書審査やナレッジマネジメントにおける有用性等に鑑み、[弁護士法72条の趣旨を踏まえつつ](#)、同条とリーガルテックとの関係の予測可能性を高めるため、本ガイドラインを作成。

## 弁護士法第72条本文

- 「[弁護士…でない者](#)は、[報酬を得る目的](#)で訴訟事件…その他[一般の法律事件](#)に[関して鑑定…その他の法律事務を取り扱い](#)、…を業とすることができない。」

## ガイドラインの概要

問題となり得る点ごとに、  
判断の考慮要素や、通常該当しない例と該当し得る例を明確化。

## ① 「報酬を得る目的」 (ガイドライン1ページ)

- ・ サービスの運営形態、支払われる金銭の性質や支払目的等を考慮し、利益とサービス提供との間に[対価関係が認められるか否か](#)を判断。

## ② 「その他一般の法律事件」 (2ページ)

- ・ [個別の事案ごとに](#)、[契約の目的、当事者の関係、経緯や背景事情等](#)を考慮し、[法律上の権利関係に関し争いがあり、あるいは疑義を有するか否か](#)を判断。

## ③ 「鑑定…その他の法律事務」 (3ページ)

- ・ サービスの[機能と表示内容](#)によって判断。
  - [作成業務支援サービス](#) (3ページ)
  - [審査業務支援サービス](#) (4ページ)
  - [管理業務支援サービス](#) (5ページ)

## ④ サービスの利用者 (6ページ)

- ・ ①～③にかかわらず、[弁護士が自ら精査し、必要に応じ修正する方法で使用する場合](#)は違反しない。